

令和8年7月24日

東日本信用漁業協同組合連合会

「インターネット伝送サービス利用規定」の一部改訂について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、下記のとおり「インターネット伝送サービス利用規定」の一部改訂を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

本サービスのうち総合振込、口座振替について詳細の記載を追加する。

2. 新旧対照表

別紙のとおり

3. 改定日

令和8年8月3日（月）

以上

別紙（新旧対照表）

改正後	現行
<u>5.（総合振込）</u> <u>(1) 振込先として指定できる取扱店は、当連合会本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）は当連合会所定の科目とします。</u> <u>(2) 当連合会は、契約者からデータ伝送された振込依頼明細に基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続を行います。</u> <u>(3) 当連合会は、振込指定口座の名義人に対して、入金についての通知は行いません。</u> <u>(4) 契約者は、振込資金、振込手数料等について、当連合会所定の期日までに支払指定口座へ入金するものとします。</u> <u>(5) 振込の不能事由等</u> <u>次のいずれかに該当する場合、当連合会はその振込依頼はなかったものとして取扱います。</u> <u>① 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超え、当連合会所定の時限までに自動引落できなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えたときは、そのいずれを払出すかは当連合会の任意とします。</u> <u>② 契約者から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当連合会が所定の手続をとったとき。</u> <u>③ 差押等やむを得ない事情があり、当連合会が支払いを不相当と認めたとき。</u> <u>④ 当連合会の責によらない事由により、取引ができなかったとき。</u> <u>(6) 振込資金の返却</u> <u>「入金指定口座なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、契約者から「振込金組戻・訂正依頼書」の提出を受けることなく、当連合会はその振込資金を支払指定口座に入金するものとします。この場合、振込手数料等相当額は返却しません。なお、これによって生じた損害について当連合会は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があったときは、当連合会は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。</u>	<u>(追加)</u>

別紙（新旧対照表）

改正後	現行
<u>(7) 依頼内容の訂正・組戻し</u> <u>① 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取り扱います。</u> <u>a 訂正の依頼にあたっては、当連合会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、当該取引を行った支払指定口座にかかる届出の印章（以下、「支払指定口座の届出の印章」といいます。）により記名押印して提出してください。</u> <u>b 当連合会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</u> <u>② 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻し手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。</u> <u>a 組戻しの依頼にあたっては、当連合会所定の「振込金組戻・訂正依頼書」に、支払指定口座の届出の印章により記名押印して提出してください。</u> <u>b 当連合会は、「振込金組戻・訂正依頼書」に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。</u> <u>c 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。</u> <u>③ 前1号、2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。</u>	
<u>6.（口座振替）</u> <u>口座振替に関しては、別途「インターネット伝送サービスによる貯金口座振替に関する契約書」により定めるものとします。</u>	<u>（追加）</u>
<u>以降項番のズレを調整</u>	<u>以降項番のズレを調整</u>